昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない社会情勢にあって、さらに原油価格の高騰による影響を受けた村内の運送事業者の事業継続を支援することを目的に、予算の範囲内において昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、昭和村補助金等に関する規則（昭和５５年昭和村規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）運送事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１項第１号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第２条２項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条４項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む、村内に事業所（個人事業者においては住所）を有する法人又は個人事業者をいう。

（２）対象車両　運送事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用し、令和４年４月１日時点で群馬運輸支局において村内に配置登録のある事業用の車両（自動車検査証において種別が特殊であるもの、被けん引自動車及び二輪を除く。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる運送事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、今後も事業を継続する意思がある者とする。

（１）村内に主たる事業所を有する法人又は村内に住所を有する個人であること。

（２）昭和村暴力団排除条例第２条各号に規定する者でないこと。

（３）村税等の滞納がないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、対象車両１台につき５万円とし、１運送事業者当たり２５万円を上限とする。

（補助回数）

第５条　補助金の交付回数は第３条に掲げる補助対象者に対して１回限りとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）事業の許可等を受けたことを証する書類の写し

|  |  |
| --- | --- |
| ①トラック運送事業者 | 貨物自動車運送事業法第３条の規定による許可を受けたことが分かる書類（許可書） |
| ②軽貨物運送事業者 | 貨物自動車運送事業法第３６条の規定に基づく届出を行ったことが分かる書類（連絡票） |
| ③貸切バス事業者 | 道路運送法第４条の規定に基づく許可を受けたことが分かる書類（許可書） |

（２）対象車両の自動車検査証の写し

（３）申請者名義の振込先口座の通帳の写し

（４）直誓約及び同意書（様式第２号）

（５）その他村長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、令和４年１２月２３日までに行わなければならない。

（交付決定）

第７条　村長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書（様式第３号）により、交付しないものと決定したときは、昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　村長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　村長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

２　村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（報告及び調査)

第９条　村長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則（令和４年１０月１７日要綱第２６号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者における第８条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

令和　年　月　日

昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書

　昭和村長　堤　 盛　吉　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個人又は法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

記

１　交付申請額（請求額）

|  |  |
| --- | --- |
| 営業車両の所有台数  （令和４年４月１日時点） | 台・・・　ア |
| ５０，０００円×ア　＝　　　　　　　　円  （補助金上限額　２５０，０００円） |

２　振込先口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　　　本店  金庫　　　　　　　支店  農協　　　　　　　営業部  組合　　　　　　　出張所 | | 預金種類 | １　普通  ２　当座 |
| 口座番号 |  | フリガナ |  | |
| 口座名義 |  | |

　※振込口座は、申請者と同一名義の口座となります

３　添付書類

（１）事業の許可等を受けたことを証する書類の写し

|  |  |
| --- | --- |
| ①トラック運送事業者 | 貨物自動車運送事業法第３条の規定による許可を受けたことが分かる書類（許可書） |
| ②軽貨物運送事業者 | 貨物自動車運送事業法第３６条の規定に基づく届出を行ったことが分かる書類（連絡票） |
| ③貸切バス事業者 | 道路運送法第４条の規定に基づく許可を受けたことが分かる書類（許可書） |

（２）対象車両の自動車検査証の写し

（３）申請者名義の振込先口座の通帳の写し

（４）直誓約及び同意書（様式第２号）

（５）その他村長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

誓　約　及　び　同　意　書

昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金の交付申請にあたり、次の事項について、誓約及び同意します。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、補助金の交付決定の取り消し及び返還に異議なく応じます。

誓約及び同意事項

１　交付申請時において運送事業を営んでおり、本補助金の交付後も、事業を継続します。

２　村税等の滞納はありません。

３　昭和村暴力団排除条例第２条各号に規定する者ではありません。

４　本申請書の記載内容を確認するため、税申告に係る内容を閲覧及び調査することに

同意します。

令和　　年　　月　　日

　昭和村長　堤 盛 吉　様

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名または法人名

　　　　　　　　　　　　　代表氏名（法人の場合）

※自署または押印してください

様式第３号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　昭和村長　堤　 盛　吉

昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金について、下記のとおり交付を決定及び確定をしましたので通知します。

記

　１　交付決定・確定額　　　　　　　　　　　円

※振込予定日は令和　年　月　日となります。

様式第４号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　昭和村長　堤　 盛　吉

昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金不交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった昭和村運送事業者原油価格高騰対策補助金について、下記により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

　１　交付申請額　　　　　　　　　　　円

　２　不交付の理由